

# 令和 5（2023）年度柏崎市社会福祉法人指導監査実施計画

柏崎市社会福祉法人指導監査実施要綱第 6 条の規定に基づき、令和 5（2023）年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

## 1 実施方針

社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査は、社会福祉事業の適正な運営を確保するため、法人等の自主性及び自律性を尊重した上で、関係法令・関係通知に基づく法人運営・事業運営が行われているかを検証するものとする。

## 2 重点事項

### (1) 法人運営関係

ア 理事、評議員及び監事は法令等に定める選任要件を具備し、適正な手続により選任されているか検証する。

イ 理事会及び評議員会は、法令及び定款の定めに従い、決議が適正に行われているか検証する。

ウ 定款、現況報告書及び役員報酬基準等法令で公開・公表が義務付けられている書類が適正に公開・公表されているか検証する。

エ 監事監査について、実質的な監査を行っているか検証する。

オ 業務委託等の契約において、入札手続等の事務を適正に行っているか検証するとともに、入札とすべき契約案件を安易に随意契約としていないか検証する。

### (2) 会計事務・資産管理関係

ア それぞれの法人又は施設が、準拠すべき会計基準及び経理規程に基づき、会計諸帳簿を整備し、内部けん制体制を確立・機能させることで適正かつ明確な会計事務処理を行っているか検証する。

イ 施設利用者からの預り金について、適切な保管及び事務処理を行っているか検証する。

ウ 適切な資産管理を行うことを重視し、口座残高や現金有り高と帳簿価額の整合性、簿外資産の有無等を検証するほか、日々の取引を会計伝票及び証憑書類に基づき処理しているか検討する。

### 3 年間計画（実施時期及び実施形態等）

#### (1) 実施時期

令和5（2023）年10月から令和6（2024）年3月までの間に行う。

#### (2) 実施方法等

ア 対象社会福祉法人に対して、原則として30日前までに通知する。

イ 事前監査資料の提出（監査日の14日前まで）を求める。

ウ 社会福祉法人事務所において実地監査をする。

#### (3) 結果通知

監査結果の通知を行い、1か月以内に改善報告書の提出を求める。

### 4 指導監査の対象法人

【5法人】※順不同

- ・古見野会
- ・明照園
- ・泚山会
- ・西山刈羽福社会
- ・たいよう福社会